

官報 号外

平成十年九月三十日

○第百四十三回 参議院会議録第十一号

平成十年九月三十日(水曜日)

午後二時一分開議

○議事日程 第十一号

平成十年九月三十日

午後二時開議

第一 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長河本英典君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(河本英典君登壇、拍手)

平成十年九月三十日 参議院会議録第十一号

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案外一件

○河本英典君 ただいま議題となりました対人地雷禁止条約につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、近年、地域紛争時に敷設された対人地雷が、一般市民に多くの被害をもたらす、紛争終結後も復興・開発の障害となっていることにかんがみ、昨年九月にオスロで作成されたものでありまして、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について規定するものであります。この条約は、明年三月一日に発効することになっております。

委員会におきましては、小淵内閣総理大臣の出席を求め、対人地雷に対する総理の基本認識、在日米軍が保有・貯蔵する対人地雷の扱い、対人地雷の禁止が専守防衛に与える影響、対人地雷の廃棄と代替兵器の開発、地雷除去に対する我が国の貢献等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇

よって、本件は全会一致をもって承認することと決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

(須藤良太郎君登壇、拍手)

○須藤良太郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、貸し渋りにより厳しい状況にある中小企業に対して、資金の融通の円滑化を図るため、信用保険の限度額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、当委員会の審査前に改正内容を広報したことに関する問題、貸し渋り解消への効果、保証要件の緩和等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、三項目の附帯決議を行いました。

次に、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案は、対人地雷禁止条約の確な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、内閣総理大臣の出席を求め、在日米軍に対する本法の適用関係、対人地雷の廃棄方法のあり方等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

議事日程追加の

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
鶴保 庸介君 弘友 和夫君
魚住裕一郎君 山崎 力君
入澤 肇君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 菅川 健二君
岩瀬 良三君 高橋 令則君
阿曾田 清君 沢 たまき君
大森 礼子君 齊藤 滋宣君
渡辺 秀次君 月原 茂皓君
加藤 修一君 高野 博師君
松 あきら君 益田 洋介君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
海野 義孝君 但馬 久美君
山下 栄一君 荒木 清寛君
中原 爽君 常田 享詳君
泉 信也君 田村 秀昭君
日笠 勝之君 風間 昶君
木庭健太郎君 森本 晃司君
須藤良太郎君 星野 朋市君
須藤 千景君 統 訓弘君
浜田敏子君 浜田卓一郎君
鎌田 要人君 鹿熊 安正君
尾辻 秀久君 水野 誠一君
北岡 秀二君 武見 敬三君

中島 真人君 龜谷 博昭君
奥村 展三君 中川 義雄君
仲道 俊哉君 日出 英輔君
森下 博之君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 久野 恒一君
岸 宏一君 鈴木 政二君
畑 恵君 馳 浩君
林 芳正君 平田 耕一君
山本 一太君 長峯 基君
岩井 國臣君 上野 公成君
田村 公平君 田浦 直君
国井 正幸君 末広まきこ君
依田 智治君 樽手 顯正君
佐藤 泰三君 狩野 安君
若林 正俊君 河本 英典君
野間 越君 成瀬 守重君
石川 弘君 石渡 清元君
岡野 裕君 上杉 光弘君
竹山 裕君 真鍋 賢二君
井上 吉夫君 野沢 大三君
吉川 芳男君 坂野 重信君
中曾根弘文君 青木 幹雄君
保坂 三蔵君 小山 孝雄君
阿部 正俊君 谷川 秀善君
高橋紀世子君 森田 次夫君
森山 裕君 山内 俊夫君
山下 善彦君 脇 雅史君
三浦 一水君 龜井 郁夫君
加納 時男君 岩城 光英君
阿南 一成君 田名部匡省君
金田 勝年君 松村 龍二君
鈴木 正孝君 大野つや子君
水島 裕君 岩永 浩美君
大島 慶久君 岡 利定君
太田 豊秋君 加藤 紀文君
釜本 邦茂君 景山俊太郎君
海老原義彦君 吉村剛太郎君
片山虎之助君 鴻池 祥肇君

松谷蒼一郎君 清水嘉与子君
南野知恵子君 山崎 正昭君
井上 裕君 岩崎 純三君
村上 正邦君 倉田 寛之君
石井 道子君 陣内 孝雄君
久世 公堯君 海野 徹君
木俣 佳文君 浅尾慶一郎君
内藤 正光君 福山 哲郎君
中村 敦夫君 岩本 荘太郎君
櫻井 充君 郡司 彰君
佐藤 雄平君 小宮山洋子君
椎名 素夫君 松岡満壽男君
藤井 俊男君 高嶋 良充君
本田 良一君 松崎 俊久君
齋藤 勳君 平田 健二君
朝日 俊弘君 前川 忠夫君
伊藤 基隆君 小山 峰男君
小林 元君 石田 美栄君
直嶋 正行君 堀崎 直樹君
江本 孟紀君 堀 利和君
今井 澄君 長谷川 清君
川橋 幸子君 佐藤 泰介君
興石 東君 寺崎 昭久君
今泉 昭君 藁科 満治君
岡崎トミ子君 松田 岩夫君
山下八洲夫君 江田 五月君
千葉 景子君 北澤 俊美君
角田 義一君 足立 良平君
本岡 昭次君 久保 巨君
吉田 久之君 西川きよし君
小池 晃君 宮本 岳志君
福島 瑞穂君 小川 敏夫君
島袋 宗康君 烟野 君枝君
小泉 親司君 照屋 寛徳君
大脇 雅子君 小川 勝也君
石井 一二君 八田ひろ子君
富樫 練三君 旦下部代子君
谷本 嶺君 円 より子君

佐藤 道夫君 大沢 辰美君
井上 美代君 阿部 幸代君
須藤美也子君 清水 澄子君
三重野栄子君 柳田 稔君
窪瀬 進君 岩佐 惠美君
林 紀子君 西山登紀子君
緒方 靖天君 大淵 絹子君
竹村 泰子君 勝木 健司君
池田 幹幸君 笠井 亮君
吉川 春子君 山下 芳生君
測上 貞雄君 山本 正和君
松前 達郎君 広中和歌子君
吉岡 吉典君 市田 忠義君
筆坂 秀世君 橋本 敦君
立木 洋君 田 英夫君
村沢 牧君 梶原 敬義君
高村 正彦君
与謝野 馨君

議長の報告事項

去る二十五日和歌山県選挙区選出議員世耕政隆君が逝去された。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

前任 補欠
前川 忠夫君 谷林 正昭君

外交・防衛委員

前任 補欠
上杉 光弘君 佐々木知子君

国民福祉委員

前任 補欠
森下 博之君 塩崎 恭久君

労働・社会政策委員

前任 補欠
佐々木知子君 上杉 光弘君

農林水産委員

辞任 塩崎 恭久君 補欠 森下 博之君

経済・産業委員

辞任 谷林 正昭君 補欠 前川 忠夫君

交通・情報通信委員

辞任 戸田 邦司君 補欠 渡辺 秀央君

予算委員

辞任 渡辺 秀央君 補欠 戸田 邦司君

行政監視委員

辞任 佐藤 雄平君 補欠 小川 勝也君

決算委員

辞任 石井 一二君 補欠 西川きよし君

行政監視委員

辞任 山崎 力君 補欠 菅川 健二君

行政監視委員

辞任 小川 勝也君 補欠 佐藤 雄平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 松崎 俊久君 (峰崎直樹君の補欠)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

労働基準法の一部を改正する法律案

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるがあり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

片山虎之助君

鎌田 要人君

角田 義一君

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

労働基準法の一部を改正する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員法の改正に関する意見を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

平成十年九月三十日 参議院會議録第十一号

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第四号)

経済・産業委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件(閣法第一号)審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 年月日

防衛庁長 伊藤 康成 防衛庁長 平二〇九元

官官房長 藤島 正之 防衛庁参事 同

同日内閣総理大臣から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君の第四百三十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百三十三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理 門司健次郎君 兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理門司健次郎君外一名同日議長承認を、第四百三十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第四号)審査報告書

審査報告書

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年九月二十九日

外交・防衛委員長 河本 英典 参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、対人地雷の使用、生産、保有、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、対人地雷の全面的禁止に向けた国際協力を促進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用 この条約の締結により、我が国は、締約国会議、事実調査使節団等の費用に係る分担金を支払う義務を負う。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。平成十年九月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎 参議院議長 斎藤 十朗殿

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件

びに廃棄に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約

前文

毎週数百人の人々、主として罪のないかつ無防備な文民、特に児童を殺し又はその身体に障害を与え、経済の発展及び再建を妨げ、難民及び国内の避難民の帰還を阻止しその他の深刻な結果をその敷設後長年にわたってもたらす対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲性を終止させることを決意し、

世界各地に敷設された対人地雷を除去するという目標に取り組み及びこれらの対人地雷の廃棄を確保することに効果的かつ調整の図られた方法で貢献するために全力を尽くすことが必要であると確信し、

地雷による被害者の治療及びリハビリテーション(社会的及び経済的復帰を含む)に係る援助の提供に全力を尽くすことを希望し、

対人地雷の全面的禁止は信頼の醸成についての重要な措置にもなることを認識し、

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書の採択を歓迎し、また、同議定書を締結していないすべての国による同議定書の早期の締結を要請し、

また、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止する国際的な合意であって、効果的かつ法的拘束力のあるものを精力的に追求するようすべての国に要請している千九百九十六年十二月十日

の国際連合総会決議第四十五S号(第五十一回会期)を歓迎し、

更に、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止し、制限し又は停止するためにこの数年間にわたって、一方的に及び多数国間においてとられた措置を歓迎し、

対人地雷の全面的禁止の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際赤十字・赤新月運動、「地雷廃絶国際キャンペーン」その他の世界各地にある多数の非政府機関が行っている努力を認識し、

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止する国際的な法的拘束力のある合意について交渉することを国際社会に要請している千九百九十六年十月五日のオタワ宣言及び千九百九十七年六月二十七日のブラッセル宣言を想起し、

すべての国によるこの条約への参加を奨励することが望ましいことを強調し、また、すべての関連する場、特に国際連合、軍縮会議、地域的機関及び集団並びに過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の検討のための会議において、この条約の普遍化を促進するために精力的に努力することを決意し、

武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという国際人道法の原則、武力紛争においてその性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止されているという原則並びに文民と戦闘員とは区別されなければならないという原則に立脚して、

次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a) 対人地雷を使用すること。
(b) 対人地雷を開発し、生産し、生産その他の

方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいづれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。
(c) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いづれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。

2 締約国は、この条約に従ってすべての対人地雷を廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。

第二条 定義

1 「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷であって、一人若しくは二人以上の者の機能を著しく害し又はこれらの者を殺傷するものをいう。人ではなく車両の存在、接近又は接触によって起爆するように設計された地雷で処理防止のための装置を備えたものは、当該装置を備えているからといって対人地雷であるとはされない。
2 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面に又は土地若しくは他の物の表面の下方若しくは周辺に敷設されるよう及び人又は車両の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された弾薬類をいう。

3 「処理防止のための装置」とは、地雷を保護することを目的とする装置であって、地雷の一部を成し若しくは地雷に接続され若しくは取り付けられ又は地雷の下に設置され、かつ、地雷を処理その他の方法で故意に妨害しようとするとして作動するものをいう。

4 「移譲」とは、対人地雷が領域へ又は領域から物理的に移動し、かつ、当該対人地雷に対する権原及び管理が移転することをいう。ただし、対人地雷の敷設された領域の移転に伴って生ずるものを除く。
5 「地雷敷設地域」とは、地雷の存在又は存在の疑いがあることにより危険な地域をいう。

第三条 例外

1 第一条の一般的義務にかかわらず、地雷の探知、除去又は廃棄の技術の開発及び訓練のための若干数の対人地雷の保有又は移譲は、認められる。その総数は、そのような開発及び訓練のために絶対に必要な最少限度の数を越えてはならない。

2 廃棄のための対人地雷の移譲は、認められる。

第四条 貯蔵されている対人地雷の廃棄

締約国は、前条に規定する場合を除くほか、自国が所有し若しくは占有する又は自国の管轄若しくは管理の下にあるすべての貯蔵されている対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できるだけ速やかに、遅くとも四年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。

第五条 地雷敷設地域における対人地雷の廃棄

1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域におけるすべての対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できるだけ速やかに、遅くとも十年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。

2 締約国は、自国の管轄又は管理の下にあり、かつ、対人地雷が敷設されていることが知られ又は疑われているすべての地域を特定するためにあらゆる努力を払うものとし、自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域におけるすべての対人地雷につき、当該地雷敷設地域におけるすべての対人地雷が廃棄されるまでの間、文民を効果的に排除することを確保するためこれらの地域の外縁を明示し並びにこれらの地域を監視し及び固いその他の方法によって保護することのできる限り速やかに確保する。その外縁の表示は、少なくとも、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがありと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書に定める基準に従ったものとする。

3 締約国は、1のすべての対人地雷について1に規定する期間内に廃棄し又はその廃棄を確保することができないと認める場合には、当該対人地雷の廃棄の完了の期限を最長十年の期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。
3の要請には、次の事項を含める。
(a) 延長しようとする期間
(b) 延長の理由についての詳細な説明(次の事項を含む)
(i) 国の地雷除去計画によって行われる作業の準備及び状況
(ii) 自国がすべての対人地雷を廃棄するため利用可能な財政的及び技術的手段
(iii) 自国による地雷敷設地域におけるすべての対人地雷の廃棄を妨げる事情
(c) 延長から生ずる人道上の、社会的な、経済的な及び環境上の影響
(d) 延長の要請に関するその他の情報
5 締約国会議又は検討会議は、4に規定する要素を考慮の上、期間延長の要請を評価し、出席しかつ投票する締約国の票の過半数による議決で当該要請を認めるかどうかを決定する。
6 延長は、3から5までの規定を準用して新たな要請を行うことにより更新することができる。締約国は、新たな期間延長を要請するに当たり、その前の期間延長においてこの条の規定に従って実施してきたことについての関連する追加的な情報を提出する。

第六条 国際的な協力及び援助

1 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、実現可能な場合には、可能な限りにおいて他の締約国の援助を求め及び受ける権利を有する。

2 締約国は、この条約の実施に関連する装置、資材並びに科学的な及び技術に関する情報を可能な最大限まで交換することを容易にすることを約束するものとし、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、地雷の除去のための装置及び関連する技術に関する情報の人道的目的のための提供に不当な制限を課してはならない。

3 締約国は、可能な場合には、地雷による被害者の治療、リハビリテーション並びに社会的及び経済的復帰並びに地雷についての啓発計画のための援助を提供する。この援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的、地域的若しくは国の機関、赤十字国際委員会、各国の赤十字社及び赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟若しくは非政府機関を通じて又は二国間で提供することができる。

4 締約国は、可能な場合には、地雷の除去及び関連する活動のための援助を提供する。この援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的若しくは地域的機関若しくは非政府機関を通じて、二国間で又は地雷の除去を援助するための任意の国際連合信託基金若しくは他の地雷の除去に対処する地域的な基金に拠出することによって提供することができる。

5 締約国は、可能な場合には、貯蔵されている対人地雷の廃棄のための援助を提供する。

6 締約国は、国際連合及びその関連機関に設置される地雷の除去に関するデータベースに対して情報(特に、地雷の除去のための各種の方法及び技術に関する情報並びに地雷の除去に関する専門家、専門的な機関又は自国の連絡先の名簿)を提供することを約束する。

7 締約国は、国際連合、地域的機関、他の締約国その他適当な政府間又は民間の場に対し、特に次の事項を定める地雷除去計画の策定に当たって自国の当局への援助を要請することができる。

(a) 対人地雷に関する問題の程度及び範囲
 (b) 当該地雷除去計画の実施に必要な資金、技術及び人的資源
 (c) 自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域におけるすべての対人地雷の廃棄のために必要であると見込まれる年数
 (d) 地雷による傷害又は死亡の発生を減少させるための地雷についての啓発活動
 (e) 地雷の被害者への援助
 (f) 自国の政府と当該地雷除去計画の実施に当たる政府機関、政府間機関又は非政府機関との関係

8 この条の規定により援助を提供する締約国及び当該援助を受ける締約国は、合意された援助計画の完全かつ迅速な実施を確保するために協力する。

第七条 透明性についての措置
 1 締約国は、次の事項につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも百八十日以内に報告する。

(a) 第九条にいう国内の実施措置
 (b) 自国が所有し若しくは占有する又は自国の管轄若しくは管理の下にあるすべての貯蔵されている対人地雷の総数並びに貯蔵されている対人地雷の型式ごとの数量及び可能な場合には型式ごとのロット番号の内訳
 (c) 可能な場合には、自国の管轄又は管理の下にあり、かつ、対人地雷が存在する又は存在の疑いがあるすべての地雷敷設地域の位置並びに各地雷敷設地域における対人地雷の型式ごとの数量及び敷設された時期に関する可能な限りの詳細
 (d) 第三条の規定に従い、地雷の探知、除去若しくは廃棄の技術の開発及び訓練のために保有しており若しくは移譲した対人地雷又は廃棄のために移譲した対人地雷のすべての型式、数量及び可能な場合にはロット番号並びに対人地雷を保有し又は移譲するとを自国によって認められた機関
 (e) 対人地雷生産施設の転換又は稼働の停止のための計画の状況
 (f) 第四条及び第五条の規定に基づく対人地雷の廃棄のための計画の状況(廃棄に用いる方法、廃棄を行うすべての場所の位置並びに安全及び環境についての適用可能な基準であつて廃棄に際して従う必要のあるものの詳細を含む。)

(g) この条約が自国について効力を生じた後に廃棄されたすべての対人地雷の型式及び数量(第四条及び第五条の規定に従つてそれぞれ廃棄された対人地雷の型式ごとの数量並びに第四条の規定に従つて廃棄された対人地雷については、可能な場合には、型式ごとのロット番号の内訳を含む。)
 (h) 自国の生産した対人地雷の各型式の技術上の特徴(判明しているものに限る。)及び自国がその時点で所有し又は占有する対人地雷の各型式の技術上の特徴であつて、合理的に可能である場合には、対人地雷の識別及び除去を容易にすることができような情報を与えるもの。この情報には、少なくとも、寸法、信管、使用されている火薬及び金属、カラー写真その他の情報であつて地雷の除去を容易にすることができようなものを含める。

(i) 第五条2の規定に従つて特定されたすべての地域に関して住民に対する迅速かつ効果的な警告を発するためにとられた措置
 締約国は、この条の規定に従つて提供する情報につき、直近の暦年を対象として毎年更新し、毎年四月三十日まで国際連合事務総長に報告する。

3 国際連合事務総長は、受領した報告のすべてを全締約国に送付する。

第八条 遵守の促進及び遵守についての説明

1 締約国は、この条約の実施に関して相互に協議し及び協力し並びに締約国がこの条約に基づく義務を履行することを促進するために協調の精神に基づいて協力することを合意する。
 2 一又は二以上の締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関連する問題を明らかにし及びその解決を求めることを希望する場合には、当該他の締約国に対し、国際連合事務総長を通じて、そのような問題についての「説明の要請」を行うことができる。この要請には、すべての適当な情報を添付する。締約国は、濫用を避けるために注意を払い、根拠のない「説明の要請」を慎まなければならない。「説明の要請」を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、国際連合事務総長を通じて、当該問題を明らかにする上で有用なすべての情報を二十八日以内に提供することとする。

3 要請を行った締約国は、2に規定する期間内に国際連合事務総長を通じて回答が得られなかったとき又は、説明の要請に対する回答が十分でないとき認めるときは、同事務総長を通じて、次回の締約国会議に問題を付託することができる。国際連合事務総長は、すべての締約国に対し、付託された問題を、関連する「説明の要請」についてのすべての適当な情報と共に送付する。この情報は、要請を受けた締約国にすべて提示されるものとし、当該要請を受けた締約国は、意見を述べ得る権利を有する。

4 いずれの関係締約国も、締約国によるいずれかの会議が招集されるまでの間、国際連合事務総長に対し、要請された説明を促進するためのあつせんを行うよう要請することができる。

5 要請を行った締約国は、国際連合事務総長を通じて、問題を検討するための締約国特別会議の招集を提案することができる。国際連合事務総長は、直ちに、すべての締約国に対し、その

提案及び関係締約国が提出したすべての情報を送付するものとし、締約国による当該問題の審議のための締約国特別会議の開催に賛成するかどうかを示すよう要請する。その送付の日から十四日以内に締約国の三分の一以上が当該締約国特別会議の開催に賛成する場合には、国際連合事務総長は、その後の十四日以内に当該締約国特別会議を招集する。当該締約国特別会議には、締約国の過半数が出席していなければならない。

6 締約国会議又は締約国特別会議は、関係締約国が提出したすべての情報を考慮の上、問題を更に検討するかどうかをまず決定する。締約国会議又は締約国特別会議は、コンセンサス方式によって決定を行うようあらゆる努力を払うものとし、この決定を行うためのあらゆる努力にもかかわらずあつて合意に達しなかつたときは、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で決定を行う。

7 すべての締約国は、締約国会議又は締約国特別会議による問題の検討(8の規定に従つて決定される事実調査使節団の設置を含む。)を行うため、これらの会議に十分に協力する。

8 締約国会議又は締約国特別会議は、問題を更に明らかにする必要がある場合には、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で事実調査使節団の設置及びその任務を決定する。要請を受けた締約国は、いつでも、自国の領域への事実調査使節団の派遣を招請することができる。この場合においては、事実調査使節団は、締約国会議又は締約国特別会議の決定によることなく設置されるものとする。事実調査使節団は、9及び10の規定に従つて指名され及び承認される九人以内の専門家により構成されるものとし、遵守について申し立てられた問題に直接関連する地点その他の場所であつて、要請を受けた締約国の管轄又は管理の下にある場所において、追加的な情報を収集することができる。

9 国際連合事務総長は、資格を有する専門家の氏名、国籍その他関連するデータを記載した単一の名簿を、各締約国の提供する名簿に基づいて作成し及び改定し、並びにこれをすべての締約国に送付する。この単一の名簿に含められる専門家は、いずれかの締約国が書面により受け入れられない旨を宣言する場合を除くほか、すべての事実調査使節団のために指名されたものとみなす。受け入れられない場合には、受け入れられない旨が個別の事実調査使節団のための専門家の任命に先立って宣言されたときに限り、当該専門家は、受け入れられない旨の宣言を行った締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、当該事実調査使節団に参加しない。

10 国際連合事務総長は、締約国会議又は締約国特別会議の求めに応じ、要請を受けた締約国と協議した後、事実調査使節団の構成員(使節団の長を含む)を任命する。関係する事実調査使節団の設置を決定するよう求めた締約国又は当該事実調査使節団により直接影響を受ける締約国の国民については、当該事実調査使節団に任命してはならない。事実調査使節団の構成員は、千九百四十六年二月十三日に採択された国際連合の特権及び免除に関する条約第六条にいう特権及び免除を享受する。

11 事実調査使節団の構成員は、できる限り速やかに、かつ、七十二時間前までに通告した上で、要請を受けた締約国の領域に到着する。要請を受けた締約国は、事実調査使節団を受け入れ、輸送し及び宿泊させるために必要な行政上の措置をとり、並びに当該事実調査使節団が自国の管理の下にある領域にある間は当該事実調査使節団の安全を可能な最大限まで確保する。

12 事実調査使節団は、要請を受けた締約国の主権を害することなく、必要な装置を、遵守について申し立てられた問題に関する情報を収集する。

13 要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し遵守について申し立てられた問題に関連する情報を提供することができるすべての者と話す機会を与えることを確保するためにあらゆる努力を払う。

14 要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し自国の管理の下にあるすべての地域及び施設であつて遵守についての問題に関連する事実を収集することができるものと予想されるものへのアクセスを認める。ただし、要請を受けた締約国が次の事項のために必要と認める措置をとることが妨げるものではない。要請を受けた締約国は、当該措置をとる場合には、この条約を遵守していることを代替的な手段により明らかにするためあらゆる合理的な努力を払う。

(a) 機微に係る装置、情報及び地域の保護
(b) 要請を受けた締約国が財産権その他の憲法上の権利並びに捜索及び押収について負う憲法上の義務の保護

15 事実調査使節団の構成員の防護及び安全除くほか、要請を受けた締約国の領域内に十四日以内(特定の施設については七日以内)の間滞在することができない。

16 秘密のものとして提供され、かつ、事実調査の対象である事項に関連しないすべての情報については、秘密のものとして取り扱ふ。

17 事実調査使節団は、締約国会議又は締約国特別会議に対し、国際連合事務総長を通じて、その調査結果を報告する。

18 締約国会議又は締約国特別会議は、すべての関連する情報(事実調査使節団が提出した報告

を含む)を検討するものとし、要請を受けた締約国に対し遵守についての問題を特定の期間内に取り扱う措置をとるよう求めることができる。当該要請を受けた締約国は、その求めに応じてとつたすべての措置について報告する。

19 締約国会議又は締約国特別会議は、関係締約国に対し、検討中の問題を一層明らかにし又は解決するための方法及び手段(国際法に適合する適当な手続の開始を含む)を提案することができる。締約国会議又は締約国特別会議は、問題となつていない事項が要請を受けた締約国にとってやむを得ない事情によるものであると認められる場合には、適当な措置(第六条に規定する協力のための措置の利用を含む)を勧告することができる。

20 締約国会議又は締約国特別会議は、18及び19に規定する決定をコンセンサス方式によって行うようあらゆる努力を払うものとし、合意に達しなかつたときは、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で当該決定を行う。

第九条 国内の実施措置
締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であつて、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し及び抑止するため、立法上、行政上その他のあらゆる適当な措置(罰則を設けることを含む)をとる。

第十条 紛争の解決
1 締約国は、この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争を解決するため、相互に協議し及び協力する。締約国は、締約国会議に当該紛争を提起することができる。

2 締約国会議は、適当と認める手段(あつせんを提供すること、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に

従つて解決するための期限を勧告することを含む)により、紛争の解決に貢献することができる。

3 この条の規定は、遵守の促進及び遵守についての説明に関するこの条約の規定を害するものではない。

第十一条 締約国会議
1 締約国は、この条約の適用又は実施につき次の事項を含む問題を検討するために定期的に会合する。
(a) この条約の運用及び締結状況
(b) この条約の規定に従つて提出される報告から生ずる問題
(c) 第六条の規定に従つて行われる国際的な協力及び援助
(d) 対地雷を除去する技術の開発
(e) 第八条の規定に基づき締約国により付託された問題
(f) 第五条に規定する締約国の要請に関する決定

2 第一回締約国会議については、この条約が効力を生じた後一年以内に国際連合事務総長が召集する。その後の締約国会議は、第一回検討会議が開催されるまでの間においては毎年、国際連合事務総長が召集する。

3 国際連合事務総長は、第八条に規定する条件に従つて締約国特別会議を召集する。

4 締約国会議及び締約国特別会議には、この条約の締約国でない国、国際連合その他関連する国際機関、地域の機関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従いオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十二条 検討会議
1 検討会議は、この条約の効力発生の五年後に国際連合事務総長が召集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五

年以上とすることを条件として、国際連合事務局長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。

2 検討会議の目的は、次のとおりとする。

(a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。

(b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。

(c) 第五条に規定する締約国の要請について決定すること。

(d) 必要な場合には、この条約の実施に関する結論を最終報告において採択すること。

3 検討会議には、この条約の締約国でない国、国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従いオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十三条 改正

1 いずれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約の改正を提案することができる。改正のための提案については、寄託者に通報するものとし、寄託者は、当該改正のための提案をすべての締約国に対して回章に付し、当該改正のための提案を検討するために改正会議を開催すべきかどうかについての締約国の見解を求める。寄託者は、締約国の過半数が当該改正のための提案を更に検討することを支持する旨を当該改正のための提案の回章の後三十日以内に寄託者に通報する場合には、すべての締約国が招請される改正会議を招集する。

2 改正会議には、この条約の締約国でない国、国際連合その他関連する国際機関、地域的機

関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従いオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

3 改正会議は、締約国の過半数が一層早期の開催を要請する場合を除くほか、締約国会議又は検討会議の後直ちに開催する。

4 改正は、改正会議に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。寄託者は、採択された改正を締約国に通報する。

5 改正は、締約国の過半数が受諾書を寄託者に寄託した時に、改正を受諾したすべての締約国について効力を生ずるものとし、その後改正の受諾書を寄託する他の締約国については、受諾書の寄託の日に効力を生ずる。

第十四条 費用

1 締約国会議、締約国特別会議、検討会議及び改正会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会議に参加するこの条約の締約国でない国が負担する。

2 第七条及び第八条の規定により国際連合事務局長が要する費用並びに事実調査使節団の費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従って締約国が負担する。

第十五条 署名

千九百九十七年九月十八日にノールウエーのオスロで作成されたこの条約は、千九百九十七年十二月三日及び四日にカナダのオタワにおいて並びに千九百九十七年十二月五日からその効力発生までの期間はニュー・ヨークにある国際連合本部に

おいてすべての国による署名のために開放しておく。

第十六条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 この条約は、この条約に署名しなかつた国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第十七条 効力発生

1 この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の初日に効力を生ずる。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

第十八条 暫定的適用

いずれの国も、自国の批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約の効力発生までの間第一条の規定を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第十九条 留保

この条約の各条の規定については、留保を付すことができる。

第二十条 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国、寄託者及び国際

連合安全保障理事会に対してその旨を通告する。脱退の通告には、脱退しようとする理由についての十分な説明を記載する。

3 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後六箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該六箇月の期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、脱退は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

4 この条約からの締約国の脱退は、国際法の関連規則に基づく義務を引き続き履行することについての国の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

第二十一条 寄託者

国際連合事務局長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第二十二条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務局長に寄託する。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年九月三十日

経済・産業委員長 須藤良太郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の

一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険に
ついて、無担保保険及び特別小口保険の付保限
度額の引上げを行おうとするものであって、妥
当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
適切な措置を講ずべきである。

一、各信用保証協会への財政基盤の強化に万全の
支援策を講じ、必要かつ十分な信用枠を確保す
ること。

また、中小企業信用保険公庫に対しても、万
全の予算措置を講じ、今後も一層必要かつ十分
な出資を行うこと。

二、担保力に乏しい小規模企業者等が、保証をよ
り受け入れやすくなるよう無担保保証における
第三者保証徴求の弾力化などの制度改善を図る
とともに、特別小口保証制度の改善について今
後も引き続き十分検討すること。

三、貸し渋り対策の迅速かつ効果的な推進が図ら
れるよう、関係諸機関の協力と連携を強化して
いくとともに、公正、円滑な保証業務が確保さ
れるよう保証基準や審査マニュアルの策定につ
いて適宜、適切に指導を行うこと。
右決議する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年九月二十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

案(昭和二十五年法律第二
百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項及び第三項中「三千五百万円」
を「五千万円」に改める。

第三条の三第一項及び第二項中「七百五十万円」
を「千万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置
法の一部改正)

第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別
措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次の
ように改正する。

第八条第一項中「三千五百万円」を「五千万円」
に、「七千万円」を「一億円」に改める。

(特定中小企業者の新分野進出等による経済の
構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置
法の一部改正)

第三条 特定中小企業者の新分野進出等による経
済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時
措置法(平成五年法律第九十三号)の一部を次の
ように改正する。

第六条第二項中「三千五百万円」を「五千万円」
に、「七千万円」を「一億円」に、「七百五十万円」

を「千万円」に、「三千五百万円」を「千万円」に改
め、同条第六項中「三千五百万円」を「五千万円」
に、「七百五十万円」を「千万円」に改める。

(特定中小企業者の新分野進出等による経済の
構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置
法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に成立している改正前
の中小企業信用保険法(以下「旧法」という。)第
三条の二第一項に規定する無担保保険又は旧法
第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保
険関係であつて特定中小企業者の新分野進出等
による経済の構造的変化への適応の円滑化に関
する臨時措置法第五条第一項に規定する特例中
小企業者(以下「特例中小企業者」という。)に係
るものについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第三条の二第一項に
規定する無担保保険又は旧法第三条の三第一項
に規定する特別小口保険の保険関係であつて特
例中小企業者に係るものが成立している場合に
おいては、当該特例中小企業者に係る改正後の
中小企業信用保険法(以下「新法」という。)第三
条の二第一項に規定する無担保保険又は新法第
三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険
関係についての前条の規定による改正後の特定
中小企業者の新分野進出等による経済の構造的
変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第六
条第六項の規定の適用については、同項中「無
担保保険の保険関係にあつてはその保険価額の
合計額」とあるのは「無担保保険の保険関係に
あつてはその保険価額の合計額(当該特例中小

企業者につき中小企業信用保険法の一部を改正
する法律平成十年法律第 号)の施行前に
成立している無担保保険の保険関係における保
険価額の合計額のうちこの項の規定の適用を受
けていない部分がある場合にあっては、当該部
分の保険価額の合計額を除く。」と、「特別小口
保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計
額」とあるのは「特別小口保険の保険関係にあ
つてはその保険価額の合計額(当該特例中小企
業者につき中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律の施行前に成立している特別小口保険の保
険関係における保険価額の合計額のうちこの項
の規定の適用を受けていない部分がある場合に
あつては、当該部分の保険価額の合計額を除
く。）」とする。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財
政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五条 阪神・淡路大震災に対処するための特別
の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法
律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「三千五百万円」を「五千
万円」に改め、同条第四項中「合計額が七百五十
万円」を「合計額が千万円」に、「千万円及び七百
五十万円」を「千万円」に、「借入金の額が七百
五十万円」を「借入金の額が千万円」に、「千万円
及び七百五十万円」を「千万円」に、「七百五十
万円から」を「千万円から」に、「及び七百
五十万円から」を「千万円から」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商
業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部
改正)

第六条 中心市街地における市街地の整備改善及

平成十年九月三十日 参議院會議録第十一号 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項中「三千五百万円を」を「五千万円に」「七千万円を」「一億円」に改める。

審査報告書

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年九月三十日

経済・産業委員長 須藤良太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するため、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十年九月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 対人地雷の製造の禁止(第三条)

第三章 対人地雷の所持等の規制(第四条―第十五条)

第四章 国際連合事務総長の指定する者の検査等(第十六条)

第五章 雑則(第十七条―第二十一条)

第六章 罰則(第二十二条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するため、対人地雷の製造を禁止するとともに、対人地雷の所持を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷をいう。

第二章 対人地雷の製造の禁止

(製造の禁止)

第三条 何人も、対人地雷を製造してはならない。

第三章 対人地雷の所持等の規制

(所持の禁止)

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、対人地雷を所持してはならない。

一 一次条第一項の許可を受けた者(以下「許可所持者」という。)が、同項の許可(第八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)に係る対人地雷を所持するとき。

二 第十条第一項の輸入の承認を受けた者(以下「承認輸入者」という。)が、その輸入した対人地雷を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。

三 第十一条第一項の規定により対人地雷を廃棄し、又は引き渡さなければならぬ者が、廃棄し、又は引き渡すまでの間所持するとき。

四 前三号に掲げる者から運搬を委託された者が、その委託に係る対人地雷を当該運搬のために所持するとき。

五 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上対人地雷を所持するとき。

(所持の許可)

第五条 対人地雷を所持しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、前条第二号、第四号又は第五号に掲げる者がそれぞれ同条第二号、第四号又は第五号に規定する所持をしようとする場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 所持しようとする対人地雷の型式及びその数量

三 所持の目的及び方法

四 その他通商産業省令で定める事項(欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第九条の規定により許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者

三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者で、その情状が対人地雷の所持をする者として不適当なもの

四 禁治産者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前各号のいずれかに該当する者があるもの(所持の許可の基準)

第七条 通商産業大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認

めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 対人地雷が条約で認められた目的のために所持されることが確実であること。

二 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(変更の許可等)

第八条 許可所持者は、第五条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 許可所持者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

(所持の許可の取消)

第九条 通商産業大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第六条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

三 前条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

四 第十二条第一項の規定により第五条第一項又は前条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

(輸入の承認及び制限)

第十条 対人地雷を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百

二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 前項の輸入の承認は、許可所持者からその許可に係る対人地雷の輸入の委託を受けた者がその委託に係る対人地雷を輸入する場合、又は許可所持者自身がその許可に係る対人地雷を輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。

(廃棄等)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる者が対人地雷を所持しているときは、その者は、遅滞なく、その対人地雷(第一号に該当する場合にあっては、所持することを要しなくなった部分に限る)を廃棄し、又は当該対人地雷について新たに許可所持者となつた者に引き渡さなければならない。

一 許可所持者が、その許可に係る対人地雷の全部又は一部について所持することを要しなくなったとき。

二 許可所持者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

三 承認輸入者が、許可所持者に譲り渡すために対人地雷の輸入をした場合において、その許可所持者がその対人地雷を譲り受ける前に、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

2 前項の規定により対人地雷を廃棄し、又は引き渡さなければならない者(以下「廃棄等義務者」という)が、当該対人地雷を廃棄しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、廃棄する対人地雷の型式及びその数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 廃棄等義務者が、当該対人地雷を引き渡したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の条件)

第十二条 第五条第一項又は第八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の適確な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受け者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(承継)

第十三条 許可所持者について相続又は合併があったときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可所持者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(所持の届出)

第十四条 許可所持者又は承認輸入者は、対人地雷を所持することとなつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿)

第十五条 許可所持者は、帳簿を備え、その所持に係る対人地雷に関し通商産業省令で定める事

項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四章 国際連合事務総長の指定する者の検査等

(国際連合事務総長の指定する者の検査等)

第十六条 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者は、外務大臣の指定するその職員及び通商産業大臣の指定するその職員の下に、条約で定める範囲内で、対人地雷を取り扱う場所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により検査又は質問に立ち会う職員は、当該検査又は質問が条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならない。

3 第一項の規定により検査又は質問に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五章 雑則

(報生徴収)

第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、国際連合事務総長から条約の定めるところにより要請があつた場合にあっては、国際連合事務総長に対して説明を行うために必要な限度において、対人地雷を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第十八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自衛隊についての特例)

第十九条 自衛隊が行う条約で認められた目的のための対人地雷の所持は、次条の規定により読み替えられた第五条第一項又は第八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 第十七条第二項の規定は、前項の規定により所持の承認を受けたものとみなされた対人地雷に係る事項については、適用しない。

3 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者が自衛隊の施設に立ち入り、検査又は質問を行う場合には、第十六条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「防衛庁長官」とする。

(国に対する適用)

第二十条 この法律の規定は、次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第二十二条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十三条 対人地雷をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 前二条の罪は、刑法明治四十年法律第四十五号(第三条の例)に従う。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して第五条第二項第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十一条第一項の規定に違反した者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項の規定による届出をしないで対人地雷を廃棄した者又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第三項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十五条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第十五条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

五 第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十三条の罪を犯し、又は第二十一条若しくは前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第八条第二項又は第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際対人地雷を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間(以下「猶予期間」という。)に第五条第一項の許可の申請をしなかつた場合にあっては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した同項の許可を拒否された場合にあってはその処分後遅滞なく、その所持する当該対人地雷を廃棄しなければならない。

2 この法律の施行の際対人地雷を所持している者は、次に掲げる期間は、第四条の規定にかかわらず、その対人地雷を所持することができ、その者の従業者がその職務上所持する場合及びその者から運搬を委託された者(その従業者を含む。)がその委託に係る対人地雷を当該運搬のために所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間
二 猶予期間にした第五条第一項の許可の申請についての処分があるまでの間

三 前項の規定により廃棄するまでの間

3 第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際対人地雷を所持する者がその対人地雷を廃棄する場合に準用する。

4 前三項の規定は、この法律の施行の際自衛隊が所持する対人地雷については、適用しない。

第三条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前条第三項において準用する第十一条第二項の規定による届出をしないで対人地雷を廃棄した者又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(火薬類取締法の一部改正)
第五条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第...)

(武器等製造法の一部改正)

第八條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「銃砲弾」の下に「及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第...)

号)第二條に規定する対人地雷の製造の業を営もうとする者は、この限りでない。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第七十三号の二の次に次の一号を加える。

七十三の三 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第...)

投票者氏名

日程第一 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

- 阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君

- 上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公義君
久野 恒一君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉与子君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
田浦 直君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 亨許君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 野沢 太三君
野間 魁君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
馳 浩君 畑 恵君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顯正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 足立 良平君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 巨君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
櫻石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勳君
櫻井 充君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松田 岩夫君
松前 達郎君 円 より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
梁瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 之久君
藤科 清治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 紉君 木庭健太郎君
沢 たまき君 高野 博節君
但馬 久美君 統 訓弘君
浜田卓二郎君 日笠 勝之君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 渡辺 孝男君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 桐子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 鶴君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
湖上 貞雄君 三重野栄子君
村沢 牧君 山本 正和君

官 報 (号 外)

反对者氏名

○名

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三三名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	井上 吉夫君
井上 裕君	石井 道子君
石川 弘君	石渡 清元君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君

太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公義君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まき君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
田浦 直君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	常田 享詳君
中川 義雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
林 芳正君	日出 英輔君
平田 耕一君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松村 隆二君	三浦 一水君

水島 裕君	溝手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勳君
櫻井 充君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君

篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
薫科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	渡辺 孝男君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 桐子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
測上 貞雄君	三重野栄子君
村沢 牧君	山本 正和君

反对者氏名

阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
高橋 令則君	月原 茂昭君
鶴保 廣介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君
渡辺 秀央君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	奥村 展三君
水野 誠一君	岩瀬 良三君
菅川 健二君	山崎 力君
岩本 荘太君	海野 徹君
椎名 素夫君	菅野 久光君
田名部匡省君	高橋紀世子君
中村 敦夫君	松岡滿壽男君

○名

平成十年九月三十日 参議院会議録第十一号 投票者氏名

明治三十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

(第四号の発送は都合により後日となる
ため、第十一号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 〇〇五円 〇〇四円
送料	別